

消費者契約法41条1項に基づく事前請求書

令和5年3月3日

〒635-0822

奈良県北葛城郡広陵町平尾676

ワンニャンハウス株式会社

代表取締役 北村 早枝子 殿

〒233-0002

横浜市港南区上大岡西1-6-1

ゆめおおおかオフィスタワー5階

内閣総理大臣認定適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者支援かながわ

TEL045-349-9729/FAX045-349-9267

理事長 武井



前略

当法人は、消費者の権利擁護を目的として、県内の消費者問題に取り組む諸団体、消費生活相談員、弁護士、司法書士らにより構成される、不特定多数の消費者の利益保護のために活動している消費者団体です。当法人は、平成30年8月3日、消費者契約法13条に基づく内閣総理大臣による適格消費者団体の認定を受けており、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求訴訟を提起しうる団体です。

この度、令和4年4月22日付「申入書」と題する文書でご指摘させて頂きましたとおり、貴社が運営するワンニャンハウスにおいて使用されているペット売買契約書には問題があると考えられる条項が認められます。貴社からの令和4年6月28日付の回答において、一部につき修正するとされたものの内容が不十分なものも散見されたため、令和4年10月3日付「再申入書」と題する文書において再修正をお願いしましたが、ご担当者様より電話でこれ以上の修正は難しいとの回答をいただきました。

貴社が、本売買契約書の使用を継続することは、消費者被害を断続的に生じさせるものと考えますので、当法人は貴社に対し、消費者契約法41条1項の請求として本書面を送付いたします。これにより、本書面が到達したときから1週間を経過した後は、当法人は、貴社に対し、消費者契約法12条3項に基づく差止請求訴訟を提起することが可能となりますのでご留意ください。

草々

(訴えを提起する予定の裁判所)

横浜地方裁判所

第1 請求の要旨

当法人が貴社に対して求める事項は以下のとおりです。

- 1 貴社は、消費者との間で、ペットの売買契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の内容の条項を含む契約の申込み又はその承諾の意思表示を行わないようにしてください。
- 2 貴社は、別紙契約条項目録記載の条項が記載された書面及び電子データを廃棄してください。
- 3 貴社は、その従業員らに対し、被告が別紙契約条項目録記載の意思表示を行うための事務を行わないことを指示してください。

第2 紛争の要点

当法人は、以下のとおり別紙契約条項目録記載の規約は、消費者契約法8条、8条の2、同法10条によって無効であると考えます。

1 別紙契約条項目録3及び4

これらの規定は、要するに一定の場合にのみ同価格程度の犬・猫との代替保証等を認める（別紙契約条項目録1、2等）ほかは、契約不適合責任（改正前民法が適用される場合においては瑕疵担保責任）に基づく追完請求権、代金減額請求権、契約解除権の行使及び損害賠償請求権の行使を制限するというものですので、追完請求権・代金減額請求権の制限については、消費者契約法10条により無効であり、契約解除権の行使を一切認めていない点については、貴社の債務不履行（契約不適合）により生じた消費者の解除権を放棄させるものであって消費者契約法8条の2によって無効であり、さらに、損害賠償請求権の行使を制限する点については、貴社の債務不履行（契約不適合）により消費

者に生じた損害を賠償する責任を免除するものであって消費者契約法8条1項1号又は2号により無効です。

2 別紙契約条項目録1 (①A、B、C)

(1) 仮に上記別紙契約条項目録3及び4の記載が削除されたとしても、別紙契約条項目録1の内、以下の規定には別途問題があり、消費者契約法8条、8条の2、10条によって無効です。

(2) ①A

①Aは、貴社の債務不履行（契約不適合）によってペットが病死した場合について、代替保証（交換）のみ認めるにとどまり、契約解除権を放棄させるものであると読めますので、消費者契約法8条の2によって無効です。

また、①Aが代替保証を行う期間を購入日より1年以内に制限している点は、民法566条が買主が不適合を知った時から一年以内は行使できるとしている点（売主が悪意又は重過失の場合は期間制限もないとしている点）に比して消費者の権利を制限する条項であって、信義則（民法1条2項）に反して消費者の利益を一方的に害するものであり、消費者契約法10条により無効です。

(3) ①B

①Bは、購入したペットに先天性障害があり貴社に債務不履行責任（契約不適合責任）が認められる場合について、代替保証（交換）又は一定の損害賠償のみ認めるにとどまり、契約解除権を放棄させるものであると読めますので、消費者契約法8条の2によって無効です。

また、①Bは、購入したペットに先天性障害があり貴社に債務不履行責任（契約不適合責任）が認められる場合の貴社の損害賠償額を購入価格の50%を限度とする治療費の負担のみに制限しており、その余は貴社の故意又は重過失の有無にかかわらず免除するものであると読めますので、消費者契約法8条1項2号によって無効です。

さらに、①Bが「幼少期治療が必要か判断が付きにくい生体や成長過程で判断する症状（別紙にて説明）」を保証外とする点は、そのようなケースにおける貴社の損害賠償責任の全部を免除しており、消費者契約法8条1項1号により無効です。なおこの点、幼少期治療が必要か判断が付きにくい、あるいは成長過程で判断する症状であるという事情は、債務不履行（契約不適合）に当たるか否かの立証等にかかわる問題であって、貴社が債務不履行責任（契約不適合責任）を負う場合に、かかる事情をもって貴社の損害賠償責任の全部を免除することは許されません。

(4) ①C

①Cは、購入したペットに門脈シャント、猫伝染性腹膜炎（FIP）の発病があった場合について、代替保証（交換）又は一定の損害賠償のみ認めるにとどまり、契約解除権を放棄させるものであると読めますので、消費者契約法8条の2によって無効です。

また、①Cは、購入したペットに門脈シャント、猫伝染性腹膜炎（FIP）の発病があり貴社に債務不履行責任（契約不適合責任）が認められる場合の貴社の損害賠償額について、購入価格の50%を限度とする治療費の負担のみに制限しており、その余は貴社の故意又は重過失の有無にかかわらず免除するものであると読めますので、消費者契約法8条1項2号によって無効です。

3 別紙利用規約目録2「③6、7、10」

(1) 仮に上記別紙契約条項目録3及び4の記載が削除されたとしても、別紙契約条項目録2の内、以下の規定には別途問題があり、消費者契約法8条、8条の2、10条によって無効です。

(2) ③6

この条項は、消費者が獣医師の診断書の提出をしなかった場合に貴社の損害賠償責任を一律免除する規定ですが、診断書が提出されなかったとしても、

それはあくまで損害の発生等に係る立証の問題であり、診断書等の提出をしないことのみをもって貴社の損害賠償責任の全部を免除することは許されず、消費者契約法8条1項1号により無効です。

(3) ③7

この条項は、貴社が債務不履行責任（契約不適合責任）を負う場合において、診断書代金等の諸経費を内容とする損害賠償義務の全部を一律免除していますので、消費者契約法8条1項1号により無効です。

(4) ③10

ペットの病気が人や他のペットに伝染した場合に生じた治療費等の損害は、いわゆる特別損害にあたると考えられますが、③10は、貴社に故意又は重大な過失が認められる場合であっても貴社の損害賠償責任を免除しており、この点で消費者契約法8条1項2号により無効です。

4 結語

以上のおおりにあり、適格消費者団体である当法人は、貴社に対し、消費者契約法12条の規定に基づき、請求の要旨記載のおおりに請求いたします。

以上

別紙「契約条項目録」

1 ①当店では以下の A. B. C のペット保証を行っております。

A 病死の場合

適切なワクチン接種を実施していたのにも関わらず、ご購入日より1年以内に病死した場合は同価格程度の犬（猫）と代替保証いたします。（ただし、獣医師の診断書が必要です。）

B 先天性障害の場合

ご購入日より3ヶ月以内に（期間制限）飼育上重大な支障をきたす先天性障害があった場合、獣医師の診断書に基づき同価格程度同価格程度（原文ママ）の犬（猫）と代替保証、又は購入価格の50%を限度に治療費を負担いたします。

C 門脈シャント、猫伝染性腹膜炎（FIP）の場合

ご購入日より3ヶ月以内に門脈シャント、猫伝染性腹膜炎（FIP）の発病があった場合、獣医師の診断書に基づき同価格程度の犬（猫）と代替保証、又は購入価格の50%を限度に治療費を負担いたします。

2 ③下記の事項につきましては保証の適用ではありません。

6. 獣医師が作成した、明らかに当店が起因となる疾病と証明した診断書ならびに治療明細書の提出がない場合

7. 診断書代金・飼育費・用品代・交通費・人件費・美容代・ワクチン代・埋葬費等の諸経費

10. 犬（猫）の病気が人や他のペットに伝染した場合に生じた治療費などの損害の賠償

3 ⑩保証が適用される以外は、お買い上げの犬（猫）の返品、交換、引き取りはいたしません。なお、保証の適用があっても、返品、返金はいたしません。

4 当店が負える責任は契約書記載のものであり、それ以外は一切責任を負いません。

以上